

2 金融関係

(1) 金融分野の基本方針

金融分野においては、我が国の金融・資本市場が国際競争力を備えた市場として再生することを目指した日本版「金融ビッグバン」の成果を踏まえた上で、必要な規制の撤廃・緩和を更に推し進め、これを通じて、次代の成長産業であるべき金融サービス業の発展のための基盤整備を行うことが、国民生活の発展に寄与するために極めて重要である。

今後も引き続き大胆な規制の撤廃・緩和を始めとする金融市場の改革を通じて、市場を活性化させ、利用者の利便性を向上させていくため、「事前規制から事後監視へ」という監督行政の在り方のパラダイム転換がいまだなされていないと考えられる分野の規制については、その時間軸を大幅に早めて措置を講ずる。また、急速な金融環境の変化に対し見直しが必要な規制について、引き続き規制改革を強力に推進する。

なお、個別の規制の撤廃・緩和に当たっては、金融サービス分野における将来の規制の全体像を視野に入れて積極的に推進していく必要があることから、金融サービスの各分野に関する「取引ルール」「業者ルール」「市場ルール」といった法制・ルールの横断的整備を図る。

(2) 金融分野の重点事項

① 顧客等の利便性の向上

信託業法における受託財産制限の緩和、適格機関投資家の範囲の拡大、銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和等、資金調達・資産運用両面における法人・個人の多様なニーズに応えるための一層の制度整備を進めるとともに、新たな金融商品・サービスの選択を可能とする規制緩和を促進することにより、顧客等の利便性を向上させる。

② 金融市場の活性化

銀行・保険・証券等の業態間のファイアーウォール（垣根）については、金融機関の健全性に留意しつつ、引き続き見直しを進めて、異業種間の相互参入を更に進める。また、保険商品の審査制度・届出制に関する規制改革を推し進める。これらにより、金融機関自らの創意工夫による金融商品等の提供を後押しし、金融市場の活性化を図る。併せて、資産流動化の促進のための制度整備

等を通じて、金融市場の効率化を促進する。

③ 金融機関の経営効率の向上等

子会社等の業務範囲の拡大等、他業禁止に係る規制の見直し等を通じて、金融機関の再編、業務提携、分社化、業務のアウトソーシングを促進し、金融機関のグループ経営の効率向上を図る。また、銀行における電磁的方法による決算公告等の許容、保険業法に基づく申請・届出の電子化等、IT化への対応を一層促進する。

④ 国際的整合性の確保

引き続き内外無差別の徹底を図るとともに、国際的整合性を図る観点から、国際的な統一ルールとして定着しつつある譲渡人住所地法の考え方を踏まえた債権流動化の基盤整備等を進める。

(3) 個別事項

ア 銀行

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
①長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し (金融庁)	長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットィングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討し、結論を得る。	重点・金融1(3)	検討	検討	検討
②信託銀行への投資一任業務の解禁 (金融庁)	平成13年度末までに、信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。 (第156国会に法案提出予定)	改定・金融ア②	結論	法案提出	法案成立後公布(16年4月施行予定)
③特定融資枠契約(コミットメントライン契約)の借主範囲の拡大 (法務省、金融庁)	a 資金の貸手や借手の利便性を向上させる観点から、平成13年度末までに、特定融資枠契約の借主の範囲を拡大する方向で検討し、所要の措置を講ずる。その検討の際には、資産流動化の基盤整備を進める観点から、SPC(Special Purpose Company: 特定目的会社)を対象に含める。 【特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第78号)】	改定・金融ア③	措置済(6月施行)		
	b 経済的弱者の保護という利息制限法(昭和29年法律第100号)及び出資法(「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、昭和29年法律第195号)の趣旨を踏まえつつ、コミットメント・ライン契約を利用できる借主の範囲について検討し、結論を得る。	重点・新事業1(2)②			検討・結論
④銀行の営業免許 (金融庁)	新規の参入に対する需給調整規制に係る規定(銀行法第4条第2項第3号)を廃止する。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	改定・金融ア④	法案成立、公布	措置済(4月施行)	
⑤銀行の信託業務への参入	普通銀行及び長期信用銀行本体での信託業務への参入について、原則認めることとする。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律	改定・金融ア⑤	措置済(2月施行)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(金融庁)	第117号】				
⑥「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化 (金融庁)	情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性を向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。 【金融庁事務ガイドライン(平成14年4月4日)】	改定・金融ア⑥		措置済 (4月改正)	
⑦法定準備金の減少に係る規制の緩和 (金融庁)	銀行については、法定準備金の減少に際しての債権者保護手続について、合併(銀行法第33条)や会社分割(同第33条の2)の場合と同様に、預金者等への個別の催告を不要とすることについて検討し、結論を得る。	重点・円滑化別表(1)17		検討開始	検討・結論
⑧銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し (金融庁)	銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高められる業務(銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言など)を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。 【金融庁事務ガイドライン(平成14年4月4日)】	改定・金融ア⑧	結論	措置済 (4月改正)	
⑨従属業務と金融関連業務の兼営 (金融庁)	子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて、所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	改定・金融ア⑨	法案成立、公布	措置済 (4月施行)	
⑩従属子会社の収入依存度の規制緩和 (金融庁)	子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成14年金融庁告示第34、36、38号】	改定・金融ア⑩	結論	措置済 (4月施行)	
⑪銀行の子会社等の業務範囲の拡大 (金融庁)	利用者ニーズの多様化や「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、銀行の子会社の経営効率の改善という観点から、銀行の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得、所要の措置を	改定・金融ア⑪	結論	措置済 (4月施行)	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第17号）、銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件（平成14年金融庁告示第33号）】 また、保険代理店業務の追加の可能性について引き続き検討する。 【保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第57号）】		検討	措置済 (10月施行)	
⑫銀行代理店の設置に係る規制緩和（金融庁）	法人が銀行の代理店になる際のいわゆる100%子会社規制及び専業規制について、顧客の利便性向上や銀行経営の効率を高める観点から、銀行が他の銀行の代理店となる場合についてはこれを適用しないよう、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第17号）、銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件】（平成14年金融庁告示第33号）】	改定・金融ア⑫		措置済 (4月施行)	
⑬銀行の法人代理店に係る店舗規制（金融庁）	銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成14年金融庁告示第33号】	改定・金融ア⑬	結論	措置済 (4月施行)	
⑭代理店の取扱業務に係る規制撤廃（金融庁）	代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第17号）、銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件】（平成14年金融庁告示第33号）】	改定・金融ア⑭	結論	措置済 (4月施行)	
⑮銀行の支店その他の営	銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における	改定・金融ア⑮	法案成立、公布	措置済 (4月施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
業所に係る認可制度の見直し (金融庁)	経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改める。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】			行)	
⑯代理店主の交代に係る認可制度の見直し (金融庁)	代理店主の交代に伴う代理店設置と廃止に関し、届出事項とする。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	改定・金融ア⑯	法 案 成 立、公布	措置済 (4 月 施 行)	
⑰店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出 (金融庁)	店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点を踏まえ、見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第17号)】	改定・金融ア⑰	結 論	措置済 (4 月 施 行)	
⑱店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出 (金融庁)	店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点を踏まえ、見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第17号)】	改定・金融ア⑱	結 論	措置済 (4 月 施 行)	
⑲ノンバンク等異業種のCD・ATMからの銀行預金引き出し (金融庁)	利用者の利便を更に高める観点から、異業種のCD・ATMからも銀行預金を引き出すことができるように所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第17号)、銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件】(平成14年金融庁告示第33号)】	改定・金融ア⑲	結 論	措置済 (4 月 施 行)	
⑳天災等による臨時休業に係る公告の見直し (金融庁)	天災等による臨時休業に係る公告の在り方について、実情及び顧客利便の観点から検討を行い、所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	改定・金融ア㉑	法 案 成 立、公布	措置済 (4 月 施 行)	
21銀行法附則第5条(銀行	銀行法附則第5条による内閣総理大臣の認可を廃止する。	改定・金融ア21	法 案 成 立、公布	措置済 (4 月 施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
の証券取引業務に係る認可)の廃止(金融庁)	【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】			行)	
22銀行が信託勘定により所有する一般事業会社の株式に係る規制の見直し(金融庁)	a 信託銀行が元本補てん契約のない信託に係る信託財産として所有する株式について、1年超所有に課される承認規定(銀行法)については、 i) 銀行の健全性確保等に留意しつつ、その在り方について引き続き検討し、結論を得る。 ii) また、当該承認申請に伴う事務負担を軽減する方策について早急に検討を行い、13年中に結論を得、所要の措置を講ずる。 【金融庁事務ガイドライン(平成14年2月1日)】	改定・金融ア22	検討	検討	検討
(公正取引委員会)	b 信託勘定で保有する株式について、年金等の運用の自由度を確保する観点から、独占禁止法における株式保有制限全体の中で見直し、所要の措置を講ずる。 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第47号)】		結論	措置済(11月施行)	
23信託銀行が行う公告における電磁的方法(インターネット)の利用(金融庁、法務省)	信託銀行が行う次の(a)～(c)の公告について、電磁的方法(インターネット)の利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。 (a)定型的信託契約に係る約款変更時の公告 (b)貸付信託に係る信託契約の締結時・信託約款の変更時の公告 (c)公益信託について、毎年1回一定の時期に信託事務及び財産の状況を公告(方法については法定されていない)。	重点・円滑化別表(1)18 [改定・金融ア23]		検討開始	検討・結論
24業態間の相互参入(金融庁)	業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほか、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行う。	改定・金融ア24	13年度以降検討・結論(結論を得たものから逐次措置)		
25個人保証の	創業の促進及び再挑戦可能性の確保の観点、我	重点・新			措置(平

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
見直し (法務省)	が国の中小企業等の持つ構造的特徴等をも踏まえつつ、関係法令を見直し、差押禁止財産・自由財産の範囲を拡大する。	事業 1 (2)①			成 15 年 中予定)
26信託業法における受託財産制限の緩和 (金融庁)	特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象となる財産権に追加することについて検討を行い、結論を得る。	重点・金融 1 (1)、 全国別表 302			検討・結論、措置 予定
27銀行子会社によるネットワーク上のプリペイドカード事業の解禁 (金融庁)	銀行子会社によるネットワーク上でのプリペイド事業を金融関連業務の対象とすることについて検討を行い、結論を得る。	重点・金融 1 (4)			検討・結論
28銀行における電子マネー業務等の取扱の明確化 (金融庁)	オフラインデビット、電子マネー業務を銀行法上の付随業務とすることについて検討を行い、結論を得る。	重点・金融 1 (4)			検討・結論
29自己競落による競落の仕組みの検討 (金融庁)	a 競落対象物件の拡大 銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されとの規制の趣旨を踏まえ、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。	重点・金融 2 (4)			検討
	b 出資条件の緩和 独禁法11条ガイドライン及び銀行関係事務ガイドラインの改正を受けて、自己競落会社に対して当該親銀行の親会社（持株会社）やグルー				検討

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	プ会社の出資も認めることについて、所管官庁の解釈を明確化することを検討する。				
30 銀行における電磁的方法による決算公告等の許容 (金融庁)	商法同様、銀行にも電磁的方法による決算公告を許容するとともに、平成15年度中に商法改正法案の提出が予定されている「公告一般の電子化」の措置の際にも同様の手当てを行うことについて検討し、結論を得る。	重点・円滑化別表(1)11			検討・結論
31 店舗の営業時間規制の撤廃 (金融庁)	店舗の営業時間規制（午前9時から午後3時まで）を撤廃することについて検討し、結論を得る。	重点・円滑化別表(1)19			検討・結論
32 出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く）の休日に係る規制の緩和 (金融庁)	出張所における銀行法上の法定休日以外の日を休日とすることについて規制を緩和することについて検討し、結論を得る。	重点・円滑化別表(1)20			検討・結論
33 子会社における「業務に附帯する業務」の要件の明確化 (金融庁)	銀行子会社における「業務に附帯する業務」の要件の明確化を図ることについて検討し、結論を得る。	重点・円滑化別表(2)1		検討・結論	

イ 協同組織金融機関

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
① 協同組織金融機関（信用金庫等）に係る規制緩和 (金融庁)	協同組織金融機関の意義や在り方について、今日的な観点から早急に検討を行い、こうした議論を踏まえて、以下について具体的な論点を整理する。				

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	a 信用金庫等の債券発行 資金調達手段の多様化を図ることにより経営基盤を強め経営効率を高める観点から、信用金庫等協同組織金融機関の債券発行が適切に実施できるよう必要な法的措置を講ずることについて、検討する。	改定・金融イ①	検討(13年度以降)	検討	検討
	b 信用金庫の卒業生金融制度の見直し 信用金庫の協同組織性を損なわない範囲で認められている員外貸出しの枠内で、企業規模の拡大に伴い信用金庫の会員資格を失ういわゆる「信用金庫の卒業生」に対する貸出しを恒久的に認めることについて検討する。	改定・金融イ①	検討(13年度以降)	検討	検討
	c 信用金庫の会員資格の見直し 信用金庫が地域経済において引き続きその役割を発揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	改定・金融イ①	検討(13年度以降)	検討	検討
	d 信用金庫の業務方法書の廃止 信金法に基づく業務方法書を廃止することについて検討し、結論を得る。	重点・円滑化別表(1)24 〔改定・金融イ①〕	検討(13年度以降)	検討	検討・結論
	e 信用金庫連合会の債務保証等に係る取引先の制限緩和 信用金庫連合会が、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、会員以外の者のためにする債務保証及び手形の引受け並びに会員以外の者に対する有価証券の貸付けを行うことを認めることを検討し、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第17号)】	改定・金融イ①	検討	措置済(4月施行)	
②協同組織金融機関の発行する優先出資に係る	協同組織金融機関の発行する優先出資について、事業年度の開始から6ヶ月を経過した時点での保管振替機関からの実質優先出資者通知を受けられるよう、所要の措置を講ずる。	改定・金融イ②	法案提出	措置済(1月施行)	